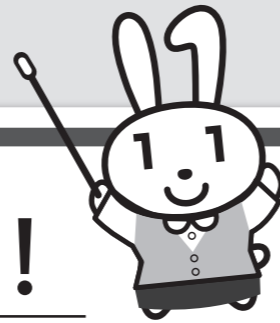


# 事業者のみなさん!



税務署に提出する法定調書※には、  
支払先(従業員や契約先)の  
マイナンバーの記載が必要です。

※「給与所得の源泉徴収票」、「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」、  
「不動産の使用料等の支払調書」などの法定調書は、平成28年分から  
様式が変更になりました。

## 支払先から取得した マイナンバーには安全管理措置が 義務付けられます。

- マイナンバーの担当を決めて、担当者以外は取り扱わないようにしましょう。
- マイナンバーが記載された書類は、カギがかかる場所に保管しましょう。
- ウィルス対策ソフトを最新版にするなど、セキュリティ対策をしっかりと行いましょう。

## マイナンバー取得の際には 本人確認(番号確認・身元確認)が 必要です。

- マイナンバーを従業員から取得する際は、利用目的をきちんと伝えましょう。

あなたに、いいコト。  
みんなに、いいコト。  
1人に1コ。マイナンバー



忘れずに  
お願いします。

平成 28 年分 給与所得の源泉徴収票

マイナンバーの  
お問合せは

マイナンバー総合  
フリーダイヤル(無料)

マイ ナン バー  
**0120-95-0178**

平日 9:30~20:00  
土日祝 9:30~17:30  
(年末年始を除く)

一部IP電話等で左記ダイヤルに繋がらない場合は、

通知カード、マイナンバーカードについては

050-3818-1250

におかけください。

その他のマイナンバーに関するお問合せについては

050-3816-9405

マイナンバーについて詳しくは、

マイナンバー

検索